

弔慰金・弔電に関する規程

第 1 条 (目 的)

この規程は本連盟の会長・副会長・顧問・常任理事（以下役員と称する）と本連盟理事及び本連盟発展のため貢献寄与された方々（以下準役員と称する）と本連盟登録会員（以下会員と称する）に対して支給する弔慰金・弔電に関して基準を定め経費の適正な支出を図ることを目的とする。

第 2 条 (弔慰金・弔電の意義)

この規程による弔慰金・弔電は次に掲げることをいう。

- 1 役員本人・準役員本人・会員本人が死亡した時、弔意を表すことをいう。

第 3 条 (支給基準)

- 1 弔慰金支給基準は次の通りとする。

区 分	金 額	弔 電
役 員	10,000	○
準 役 員	5,000	○
会 員		○

- 2 その他基準がはっきりしない場合は理事長の決済により支出することができる。

第 4 条 (附 記)

- 1 この規程を改正するときは連盟理事会の議決による。
- 2 本規程は、平成 24 年 3 月 24 日から実施する。